

使用の場所の一時的変更の届出に係る使用の目的を指定する告示

平成三年十一月十五日 科学技術庁告示第九号

最終改正：令和元年六月十日 原子力規制委員会告示第一号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第九条第一項第五号の規定に基づき、使用の目的として次のものを指定する。

- 一 ガスクロマトグラフによる空気中の有害物質等の質量の調査
- 二 蛍光エックス線分析装置による物質の組成の調査
- 三 ガンマ線密度計による物質の密度の調査
- 四 中性子水分計による土壌中の水分の質量の調査